

令和3年度

歳末たすけあい運動

運動期間 令和3年12月1日～12月28日

毎年12月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。

お寄せいただいた募金は地域に根ざした福祉活動を進めるために、
全額を墨田区内の福祉のために活用させていただきます。



おもちゃサロンの運営（すみだおもちゃサロン）



ボランティア支援事業（ふれあいベルすみだ）

～ みんなでつくる ひとつながる やさしいまち ～



小地域福祉活動・ふれあいサロンへの助成（小地域福祉活動連絡会）



福祉施設・団体への助成（特定非営利活動法人のぞみ 肢体不自由児者通所訓練所）

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

〔受付場所〕 ●墨田区社会福祉協議会

墨田区東向島二丁目17番14号

すみだボランティアセンター1階

TEL 03-3614-3900

●すみだボランティアセンター分館

墨田区亀沢三丁目20番11号

関根ビル4階

TEL 03-5608-2940



お寄せいただいた募金はこのように活用させていただきます

地域福祉活動費

- ・助成金
 - ①町会・自治会の地域福祉活動
 - ②小地域福祉活動・ふれあいサロン
 - ③福祉施設・団体
- ・おもちゃサロンの運営
- ・杖の贈呈事業
- ・ボランティア支援事業

在宅重度障害者見舞金

在宅で生活されている、20歳未満の重度障害者に対する見舞金

事務費

ポスターやチラシの印刷費、郵送費や振込手数料など

募金のくわしい使いみちは赤い羽根データベース「はねっと」でご覧いただけます。

<https://hanett.akaihane.or.jp/>

募金方法

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、街頭募金などの募金活動を行うことが困難であることから、以下の方法により募金をお願いします。

墨田区内の福祉事業のために、皆様のご協力をお願いいたします。

・振込による送金

振込用紙によるお振込みをご希望の方は、当協議会までご連絡ください。振込用紙をお送りいたします。

・社会福祉協議会窓口での受付

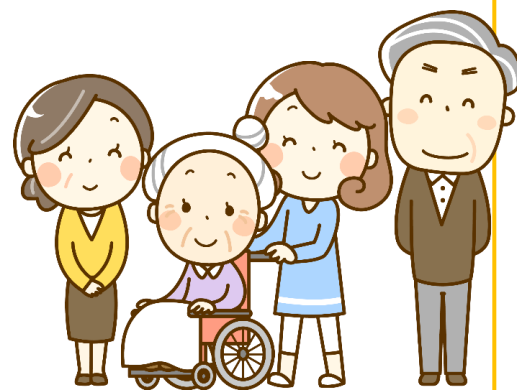
募金期間中に直接お持ちください。

・墨田区役所での受付

募金期間中に直接14階地域活動推進課までお持ちください。

・募金箱への募金

区内各所に募金箱を設置させていただいております。
設置場所については、当協議会のホームページをご確認ください。



寄付金の税制上の優遇措置について

募金をしていただいた方は、赤い羽根共同募金や日本赤十字社など他の寄附金控除対象の寄附金・募金を合算した金額により、確定申告時において**所得税の寄附金控除、寄附金税額控除および住民税の寄附金税額控除の対象**となります。税制上の優遇措置を受けることを希望される場合は、墨田区社会福祉協議会にご連絡ください。

※株式会社など法人からの募金は、法人税の算出にあたり寄附額を「全額損金」とすることができます。

※税制上の優遇措置のくわしい内容については、東京都共同募金会までお問合せください。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸 1-1

TEL03-3268-7186

社会福祉法人 東京都共同募金会

〒169-0072 新宿区大久保 3-10-1

TEL03-5292-3181